

臼杵市若手漁業者事業継続支援事業交付金

若手漁業者の事業の定着及び将来の水産業を担う人材を確保・育成のため、事業継続に必要な漁具等購入資金に係る経費を支援します。

対象者

以下の要件を全て満たす漁業者とします。

1. 漁協臼杵支店正組合員であること。
2. 令和7年5月10日の日において漁協青年部に所属しており、かつ申請の日においても所属していること。
3. 親元就業又は独立経営をしていること。または、漁業経営体に雇用される被雇用漁業者であること。
4. 今後1年以上漁業を続ける予定であること。
5. 申請時に臼杵市漁業担い手育成交付金を受給していないこと。
6. 市内に住所を有していること。（住民票記載の住所が臼杵市であること。）
7. 市税の滞納がないこと。
8. 暴力団員でないこと。暴力団や暴力団員と密接な関係を持っていないこと。

補助内容

補助金額上限：40万円（補助率2/3）

※漁業経営体に雇用される被雇用漁業者については、200千円を上限とします。

【補助対象経費】

漁船等購入費：漁船、漁船用機器等

漁業資材購入費：漁網、カゴ、ロープ、フロート、ウェットスーツ、エサ、その他漁業資材

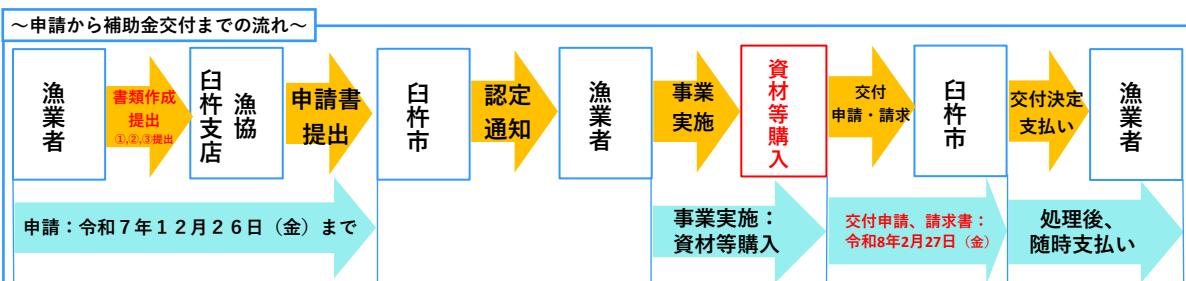
※汎用性のあるもの（パソコン、プリンター等）、法令により着用義務のあるライフジャケット類、輸送費、燃料等は補助対象外

必要書類

以下の書類を揃え、期限までに提出してください。

- ① 若手漁業者事業継続支援事業認定申請書（様式第1号）
- ② 暴力団関係者でない旨の誓約書（様式第2号）
- ③ 漁船・漁船用機器、漁業資材の見積書の写し

※認定決定前に購入した資材等については、交付対象外ですのでご注意ください。



・申請書提出 ・問合せ先

【申請期限】令和7年12月26日（金）まで

※申請書は、臼杵市ホームページからダウンロードできますが、産業観光課及び漁協臼杵支店にも準備しています。

〒875-8501 臼杵市大字臼杵72番1
臼杵市役所 産業観光課 産業振興Gr
TEL：0972-72-1082